中国の犯罪体系―その沿革と課題―

孫 文

本研究の目的は、比較法の視点も取り入れつつ、中華民国時代以来の、中国の各時代の刑法総則の構成、および犯罪論体系に関する議論の考察を通じて、中国の犯罪体系をめぐる諸問題を解決するための示唆を得ることにある。

まず、第一部では、中国の伝統的四要件の犯罪構成理論とはどのようなものか、中国の中華民国時代においてどんな犯罪体系が存在するか、中国における「無史化研究」とはどのような問題であるかが、同じ時代の日本法を比較対象としつつ検討される。

このうち序章では、中国における犯罪体系に関する問題意識を明らかにしている。中国最初の近代的な刑法典「大清新刑律」が公布された1911年からすでに百年を超えた。この百年の間に、歴史的な理由で中国の刑法学は「独・日ーソビエトー独・日」というように発展してきた。そして今や、ソビエトの「四要件の犯罪構成理論」に進むか、独・日の「三段階の犯罪論体系」に進むか、という分岐点に立っている。ところで、「四要件の犯罪構成理論」を支持する学者(いわゆる伝統派学者)と「(三つの)段階的犯罪論体系」を支持する学者(いわゆる独日派学者)の間で「構成要件」、「違法性」、「責任」などの概念を中心に犯罪論体系に関する論争が激しく展開されているが、実は両派それぞれが主張している「構成要件」、「違法性」、「責任」などの概念の中身が異なるために、論争がうまくかみ合わないことが少なくない。この問題を解決するためには、中国でこれらの概念および犯罪論体系が誕生した時代に戻り、これらの概念を再確認する必要があると考えられる。

その考察の前提として、第一章では、まず通説である「四要件の犯罪構成理論」の内 容について概観する。この理論によると、犯罪の本質的特徴は行為の重い社会侵害性で あり、犯罪の形式的法律特徴は行為の刑事違法性である。そして、伝統派によれば、犯 罪構成(=構成要件)は犯罪成立の唯一の根拠であり、行為者が刑事責任を負う唯一の 根拠である。犯罪構成と犯罪概念の本質は同じであり、それは社会侵害性である。しか し、社会侵害性は犯罪構成の要件ではなく、犯罪構成とは「犯罪の客体」、「犯罪の客観 的側面」、「犯罪の主体」、「犯罪の主観的側面」という「四要件」の総和(合計)であ る。そして、正当防衛や緊急避難などの「犯罪阻却事由」は四要件の外で検討される。 そして、中国現行刑法典における法定の共同犯罪(=共犯)には、主犯、従犯、被脅迫 犯、教唆犯しか含まれない。日本、ドイツのような、正犯、幇助という概念は条文にな いが、中国伝統派の通説的見解は、共同犯罪における混合的分類法である。しかし、こ のような体系では、以下のような問題が存在すると思われる。第一は、4 つの犯罪構成 要件の間の論理的な関係が不明確であること、第二は、4 つの犯罪構成要素以外に、社 会侵害性という実質的な犯罪の成否の基準が別に存在すること、第三は、正当防衛や緊 急避難などの「正当化事由」と犯罪構成との論理上の関係が不明確であること、第四 は、共犯に関し、共犯の従属性、従属の対象、従属の範囲が判断し難く、共犯論の実務 的な諸問題を解決できないことである。

次に、第二章では、中国の中華民国時代の各刑法典の立法経緯について検討が行われる。中国の法制度の近代化の端緒として、1911年1月25日に日本の刑法学者岡田朝太郎の協力の下で、中国最初の近代的な刑法典「大清新刑律」が公布された。この「大清新刑律」は、この段階では施行されることはなく、「辛亥革命」により清朝が滅亡し、そ

の後に国民党を中心に建国した中華民国政府は、「大清新刑律」を修正した後、1912年4月30日に「暫行新刑律」として施行していた。「暫行新刑律」は、やはり「暫行」すなわち「臨時」的なものであったことから、様々な側面において徐々に時代に合わなくなった。そのため、中華民国政府は、1918年7月に法改正の作業を開始し、1928年3月10日に「中華民国刑法」を公布した。中国の歴史上はじめて、「刑法」という名称の使われた刑法典である。しかし、1928年刑法が施行された後、中華民国政府は、この法典が当時の国情に合わないことや、この法典がその後すぐに可決された民法典と重複ないしは矛盾するところがあることに気づいた。そのため、民国政府は1930年12月に刑法起草委員会を設立し、刑法改正の作業に着手した。1935年1月1日に、中華民国政府は新しい「中華民国刑法」を公布し、同年の7月1日に施行した。その後、国民党は共産党に敗れ、台湾に逃れたが、この法典は台湾の現行刑法典として今日まで使われている。

次に第三章では、故意の体系的位置および違法性の錯誤と関連しながら、中華民国時代の各代表的な犯罪論を、構造的側面から検討した。この時代においては、まだ(特別)構成要件を基礎とする三段階の犯罪論は存在しなかったが、今日の三段階体系の原型となる、リストのような行為を基礎とする三段階の犯罪論がすでに存在していた。そして、当時は、違法性の認識の不要説が通説であったが、王覲や陳瑾昆のように、違法性の認識が故意の要素であるという厳格故意説の考え方はすでに存在していた。また、違法論においても、すでに客観的違法論が有力に主張されていた。

次に、第四章では、ラートブルフの法体系論に基づき、中華民国時代の各犯罪体系論を検討した。中華民国時代の各犯罪論体系のいずも「分類的一範疇論的体系」に属し、ベーリングが主張していたような「演繹的一目的論的体系」はまだ存在していなかった。

第一部で検討したように、四要件の犯罪構成は「伝統的な犯罪論」と呼ばれているのに対して、段階的犯罪論は「外来的犯罪論」と呼ばれている。しかし、歴史的に見れば、1928 年刑法典時代にすでに存在していた「段階的犯罪論」は、明らかに 1950 年代にソビエトから輸入した「四要件の犯罪構成理論」より早く中国で誕生したものであり、より「伝統的」なものであると言える。そして、伝統派の「四要件の犯罪構成」も中国の研究者によって作り出されたものではなく、ソビエトから輸入したものであるので、「外来的」な段階的犯罪論を参照しながら中国で犯罪論体系を論じるのは、何の問題もなく、逆に必要であると思われる。そして、中国の通説的な四要件の犯罪構成理論には、犯罪の成否を判断する体系としていろいろな問題が存在する。そのような体系的な問題は、その体系の内部からはなかなか発見しにくいので、別の体系を参照して外部から検討する必要があると考える。また、刑法学全体に関する研究を展開する場合に、かつてから中国に存在していた「無史化研究」の研究方法に対しては反省すべきであると思われる。また、「分類的一範疇論的体系」から「演繹的一目的論的体系」へ、という犯罪論における歴史的傾向が、中国の犯罪論に関する研究の一つの可能性として有意義である。

続いて、第二部では、まず、中華人民共和国初の刑法典の立法経緯を紹介し、また、それと関連するこの 1979 年刑法典時代の犯罪体系を概観する。その上で、このような伝統派の犯罪体系に大きな影響を与えたソビエトの犯罪体系を検討し、最後にそのソビエトの犯罪体系の「前史」となる帝政末期のロシアの犯罪体系とその起源を探究したうえで、中華人民共和国の犯罪体系の起源を究明する。

まず、第一章においては、中華人民共和国「1979年刑法典」時代の犯罪体系について

検討が行われる。まず、立法において、1949年に中華人民共和国が誕生して以降、共産党政権は国民党政権が作った中華民国時代の「六法全書」などの代表的な法律をすべて廃止した。1950年7月25日の「中華人民共和国刑法大綱草案」から、1963年10月9日の刑法典草案第33稿まで、刑法典の制定作業は続けていた。但し、1963年から猛烈な政治運動の衝撃の下、刑法典草案第33稿の改訂作業は中断を余儀なくされた。政治運動が終わった後、1979年3月中旬から、刑法典草案は、第33稿を元に、新たな情況、新たな経験および新たな問題を踏まえながら、関連中央部門の意見を募集したうえ、大きく修正し、相次いで3つのドラフトを作成した。第2番目の原稿は、5月29日に中共中央政治局により原則として可決された。29年も経て、37のドラフトを次々に改訂し、ようやく1979年7月6日に中国初の刑法典が正式に公布され、翌1980年1月1日より施行されたのである。

1979年刑法典が制定される過程において、共犯の分類問題は、50年代、60年代の刑法草案を起草、修正する際激しく争われた1つの重要な問題であり、第33稿草案になってようやく決着した。各種の提案を比較して検討を重ねた結果、第33稿は、作用を中心としたうえで、共犯を主犯、従犯、教唆犯に分けるという分類方法を採用した。

そして、刑法学研究において、1949年に中華人民共和国が成立してから、ソビエトの 法理論を輸入して、法学の全面的ソビエト化が始まった。1950年から1962年の間に、 中国はソビエト・ロシアから大量のソビエト刑法学の専門書、資料、法律を翻訳して輸 入していた。そして、ソビエト・ロシアは中国に対して刑法理論を輸出しただけではな く、同時に刑法専門家も多数中国に派遣していた。これらのソビエト・ロシアからの刑 法専門家は、中国でソビエト・ロシアの刑法理論を教授し、中華人民共和国の第一世代 の法律専門家を育成した。そのために、高明暄が主編を、馬克昌が副主編を担当した 『刑法学』という教科書は、犯罪論において、基本的にピオントコフスキーが『ソビエ ト刑法総論』で主張したソビエト・ロシアの通説的な四要件の犯罪構成理論を受け継い た。そして、馬克昌が主編を担当する『犯罪通論』という教科書は、、四要件の犯罪構成 理論を採っているが、『ソビエト刑法総論』におけるピオントコフスキーの理論より、ト ライニンが『犯罪構成要件の一般理論』の中で主張した理論に近いと考えられる。ま た、何秉松は、彼の教科書『犯罪構成系統論』において、四要件犯罪構成理論の4つの 要件の関係が単なる総和ではなく、「有機的統一体」という関係にあると主張していた。 次に、第二章では、中国の四要件の犯罪構成理論のモデルとなるソビエトの犯罪構成 理論、特にピオントコフスキーとトライニンの理論について検討が行われる。

まず、ピオントコフスキーは、構成要件は、各則の特別構成要件と総則の一般構成要件を合わせた、刑罰権発生要件の総体だと理解している。この点については、トライニンの見解との間に大きな相違はない。また、このような理解は、中国にもそのまま継承されたと考えられる。このように刑罰権発動要件の総体としての構成要件を重視するのは、公平な裁判実現のためである。そして、この点は、中国の伝統的見解が「超法規的違法性阻却事由」の承認に消極的であることにも通じるものがあるように思われる。

その構成要件は、それぞれの犯罪に共通して、4つの基本的要素により形成される。 一、犯罪の客体、二、犯罪の客観的要件、三、犯罪の主体、四、犯罪の主観的要件である。この点も、トライニンの見解や中国の伝統的見解と共通している。その「犯罪の主体」は責任能力のある自然人に限られている。この点は、「単位犯罪」を認める中国の伝統的見解と異なっている。「犯罪の客体」は犯罪が攻撃する社会関係である。正当防衛などの場合は、この社会関係に対する社会的危険性(社会侵害性)が欠けると同時に、規範違反性(違法性)も欠けるとされ、その結果、構成要件該当性自体が否定される。客 観的要素と主観的要素に分けられる犯罪行為についても、その客観的および主観的要素の必然的統一であって、理論を分析するときのみ、はじめて犯罪行為の各客観的、主観的要素を分けて検討しうるとされる。罪体(Corpus delicti)との違いを強調して、「構成要件」が実体法上の刑罰要件であることを強調している。また、犯人蔵匿、証拠隠滅のような「事後従犯」を総則の幇助ではなく各論的な犯罪であると指摘している。

そして、トライニンの「構成要件」理論が脚光を浴びたのは、1938年のビシンスキーによる「厳格な構成要件」の強調からであった。「構成要件」を基本的には一般的構成要件として把握している。しかし、正当防衛などの違法性阻却事由や責任能力(の不存在)などは「構成要件」の外にあるとする見解を唱えるなど、ドイツの「阻却事由」の考え方に影響されたとみられる部分がある。この点では、最終的には、トライニンは、形式的な「構成要件」阻却と実質的な「社会侵害性」の不存在との調整に悩まされたように思われる。とりわけ、一部で「構成要件」を社会的危険性の実在根拠ないし存在根拠と捉えるところでは、ドイツのメツガーらの「新構成要件論」の影響が垣間見える。

次に、第三章では、帝政ロシア末期の刑法学者スパソヴィチ、キスチャコフスキー、タガンツェフの刑法理論を中心に検討し、ソビエト・ロシア刑法学の前史、そして中国 伝統派刑法学の起源を明確にする。

19世紀半ば、帝政ロシアの刑法学者は「Thatbestand」を「犯罪構成要件」と訳し、この概念をロシアに輸入した。その中で、スパソヴィチはロシアで最初に犯罪構成要件論を提出した学者の1人と言われる。スパソヴィチは、刑法典総則に規定されているのは一般的犯罪構成要件であると明言した上で、この意味上の犯罪構成要件を以下の5つの部分に分けた。すなわち、(1)犯罪の対象;(2)犯罪主体一刑事責任能力;(3)犯罪の外部的側面一行為および結果;(4)犯罪の内部的側面一意思と認識;(5)共犯およびその責任である。

スパソヴィチと同じ時代で、犯罪構成要件理論に目を向けたもう1人のロシア刑法学者はキスチャコフスキーである。彼は、「普通刑法基礎講義」において、4つの要件による犯罪構成要件理論を提唱し、そして4つの要件には「有機的統一体」の関係が存在すると主張したため、後世ロシア刑法における犯罪構成要件の「有機的統一体」理論の創出者と評価されている。

タガンツェフは、現実に存在している法律規範およびこれによって保護される生活利益を侵害した犯罪行為は、侵害者と侵害の対象の間に生まれたある生活関係であるとする。この関係には独特な要件がある。これらの要件により、この関係は一種の法律的関係になり、かつ刑事的な可罰的違法行為として特殊な地位を持つと考える。犯罪行為を構成するこれらの要件の総体は刑法学において犯罪構成要件と呼ばれる。タガンツェフは犯罪構成要件を3つに分ける。すなわち、①行為者—犯罪行為の実行者、②犯罪行為の指向—客体または犯罪の侵害の対象、③犯罪行為—内部と外部から研究される犯罪の侵害そのものである。

そして、タガンツェフの犯罪体系は、ベルナーが 1857 年の教科書で示していた犯罪体系と、驚くほど似ている。ベルナーは、構成要件(Thatbestand)とは、犯罪

(Verbrechen) の総体であるとし、これを一般的構成要件と特別構成要件に分ける。そこでは、「一般的な構成要件に関して概観しようとするなら、犯罪は行為(Handlung)であることを出発点にしなければならない」として、行為概念中心の犯罪体系が展開される。その「行為としての犯罪は、①行為が由来する主体、②行為が向けられる客体、③主体が客体に作用し得る手段を前提とする。」とされ、「主体、客体、手段はまだ、現実の行為ではなく、その条件にすぎない」が、「これらの条件が存在する場合には、主体の

犯罪意思は手段を手にすることができ、そして、これを通じて客体に働きかけることができる。」とされる。ここには、タガンツェフに継承された①主体、②客体、③行為という3つの要素の原型となる①主体、②客体、③手段が提示され、これらが「行為」を媒介にして「犯罪」に統合される。さらに、それに「共犯」による処罰範囲の拡張が付け加わる。これらはいずれも、もちろん、犯罪の総体である構成要件の要素を成すものである。

第二部の検討から明らかになることは、現代の中国における犯罪体系をめぐる争いは、その起源を遡れば、100年以上前のドイツにおける、ベルナー(あるいはヘーゲル学派一般)の体系と、その後のリスト・ベーリングの体系の争いにまで到達するものだということである。そうなると、現代中国における体系論争を解決するカギは、19世紀から20世紀にかけてのドイツにおいて、なぜ、ベルナーらの体系からリストらの体系に取って代わられたのか、とりわけ「責任なき違法」を認める客観的違法論を基礎とした体系への転換が起こったのかを探ることにあることになる。

続いて、第三部では、1997年刑法典の制定過程における議論や四要件内部からの挑戦、および独日派からの挑戦を紹介することによって明らかにし、加えて、代表的な独日派および改良派の見解を紹介することによって、中国における犯罪論体系の論争を解決する手掛かりを明らかにする。

まず、第一章では、中華人民共和国「1997年刑法典」時代の犯罪体系について検討を行われる。1979年刑法典は、当時の歴史的条件や立法経験の乏しさのために、全体の体系性および立法技術において多少不十分なところが存在していた。このため、1979年刑法典は過渡的な性格を有するものであって、後に広範囲の改正が予定されていた。実際、1981年から1997年の中国の現行刑法典が制定されるまでの間に、立法機関は24部の単行刑法(つまり特別刑法)を制定し、かつ非刑事法律において107箇所の付属刑事規範を作った。このような状況を背景に、1988年7月1日付「第七次全人代常委会業務要点」では刑法典の修正業務が正式に立法計画に列挙された。その後、1997年3月14日、第八次全国人民代表大会は、修正された「中華人民共和国刑法」、すなわち、1997年刑法典を審議して可決し、かつ、1997年10月1日から施行することを決定した。

そして、1997年刑法典が制定される過程において、特に罪刑法定原則、共犯と身分な どの問題は立法当時に論争されていた。まず、類推制度が規定されることおよびその後 の特別刑法においては遡及効力等の内容が個別的に追記されたことを考慮すれば、罪刑 法定原則は、中国 1979 年刑法典では徹底して保障されてはいなかったといえる。実際、 罪刑法定原則立法化の価値および類推制度の弊害に対する認識は、1979 年刑法典公布後 まもなく、中国の刑法学界に広がり、また、中国の立法機関が刑法改正を立法計画に入 れた。最終的には、全人代常委会法制委員会は、1995年8月8日付刑法総則改正稿では 類推制度を廃止し、同時に第3条で初めて罪刑法定原則を規定した。同改正稿は、1997 年刑法典が類推を廃止し、明文で罪刑法定原則を規定するための基礎を築いており、そ の以降の各原稿は、例外なくいずれも罪刑法定原則を規定し、かつ、類推を廃止した。 そして、刑法改正検討の過程において、刑法典総則において共同犯罪と身分問題を明確 に規定するか否かについて異論が存在したが、多くの人は賛成の態度であった。しか し、全人代常委会法制工作委員会が表に立ってドラフトした刑法改正稿および刑法改正 草案の条文では、一部の刑法改正稿および改正草案が「汚職罪賄賂罪の懲罰に関する補 充規定」の規定を受け入れたことを除き、刑法総則では身分犯の共犯について規定され なかった。その結果、1997年刑法典には、身分犯の共犯に関する総則規定は置かれなか った。

次に、第二章では、現代の中国において四要件体系に対抗する代表的な犯罪論体系として、張明楷、陳興良および周光権の見解と、形式上は四要件体系を支持する黎宏の見解も紹介し、四要件体系との異同および中心的な論点を明らかにする。

張明楷の体系は、「不法」と「責任」の二段階の区別の上に、「不法」を「構成要件該当性」と「違法性阻却」に分ける三段階の体系であり、しかも、故意・過失を責任要素とするベーリングからメツガーまでの体系に近い。その主体ないし行為概念は責任能力を含まず、行為は単なる身体運動でよい。身分犯の分類において「不法」と「責任」の区別がどのような意味を持つかについては不明確なところはあるが、全体としては、四要素体系とは最も対極にある優れた体系であると思われる。問題があるとすれば、いわゆる特別な主観的要素のうち、偽証罪や不親告罪などの「表現犯」において、このような客観・主観の区別に基づく「不法」と「責任」の区別が徹底できるか否かにある。

黎宏の体系は、実際には日本の三段階体系に極めて近い。例えば責任能力は、構成要件要素である「主体」には含まれず、犯罪成立の主観的要件のところで扱われる。しかし、体系論の試金石である共犯論と間接正犯論ないし両者にまたがる錯誤、さらに身分犯の共犯では、この見解は矛盾を露呈する。

陳興良の体系は、「罪体―罪責―罪量」から成るものと「構成要件該当性―違法性―有 責性」から成るものとの二種類が認められる。いずれも、責任能力を「罪体」ないし 「構成要件該当性」における「主体」のところで扱わない点で、伝統的四要件体系とは 異なる。もっとも、体系論の試金石となる共犯論と間接正犯論ないし両者にまたがる錯 誤、さらに身分犯の共犯では、詳しい叙述が見られない。

周光権の体系は、日本の平野龍一の「二段階体系」に触発された、犯罪の構成的要素 と消極的要素とから成る「二段階体系」を基礎にしたものである。これもまた、責任能 力を構成的要素のところで扱わず阻却事由とする点で、伝統的四要件体系とは異なる。 もっとも、このタイプの「二段階体系」に特有の、誤想防衛などの違法性阻却事由を誤 想した者の処理については困難を抱えるものでもある。その困難は、実体法としての 「犯罪」の体系でありながら、手続法的な「犯罪の検討順序」という機能まで背負いこ んだことに由来する。

以上の3部の論文で行われた検討から以下のような結論ないし今後の課題が導き出される。

(1)刑法学において体系的な犯罪論が何のためにあるのかを明らかにすること

筆者は、第一部において、中華民国時代にはドイツおよび日本から継受した三段階の 犯罪論体系が存在していたことを明らかにし、これに続く第二部においては、四要件の 犯罪体系論の起源が、最終的にはドイツのベルナーの犯罪論に辿り着くことを明らかに した。そして、そこでは、ドイツにおける「要素の体系」から「段階の体系」への進化 の要因を明らかにすることが、中国における「伝統的」体系と独日派の体系との争いに 決着をつけるひとつの方法となり得ることも明らかにした。

この点に関しては、この「段階の体系」が、ドイツではリストらによって刑法を社会問題解決の道具として捉える立場から推進されたことを思い起こさなければならない。それは、刑罰の本質を「応報」に見るのではなく、現に増加しつつあった犯罪の「予防」の手段として見る立場であった。そこから、以下のような見方が、一つの仮説として浮上する。

すなわち、一方において「犯罪」の本質を捉えようとする立場からは、「犯罪」は当然、刑罰を受けることのできる「責任能力者」を「主体」とするものであり、その意味での「自由な主体」を基礎とした体系論が構築されることになる。つまり、ベルナーら

のように、「責任能力」を備えた「主体」から始まる体系論である。

これに対して、人間の行動による害悪を除去する道具として刑罰を用いようとする立場からは、「犯罪」は人間の行動に由来する「悪しき結果」を基礎とするものになる。また、その過程で、刑法は、責任能力のない者の問題行動にも対応することが要請される。これは、改善・保安処分などの処分をも、警察法分野の法ではなく刑法に取り込む傾向に対応した体系論である。つまり、「責任なき違法」にも法効果を認める刑法である。

したがって、体系論における論争を行うためには、まず、体系論が何のためにあるのかを明らかにする必要があるということができる。つまり、それは純粋に刑罰の対象となる「犯罪」の本質を明らかにするためなのか、それとも、刑法を社会問題解決の道具として活性化するためなのかということである。

(2) 四要件と三段階の会話の可能性を確保すること

中国では、四要件体系と三段階体系は次元を異にする体系なので、両者は会話したくても、お互いの言葉は外国語のようなものなので会話できないという見解がある。それもまた、犯罪体系を論じる目的が共有されていなかったことに起因するもののように思われる。

筆者は、四要件の犯罪構成理論はドイツのベルナーの理論から、いくつかの変遷を経つつ、ロシア帝政末期の犯罪論、さらにはソビエト時代の犯罪論を経て中国に辿り着いたことを明らかにした。そこで、可能であればさらに、ドイツにおけるベルナー体系からリスト体系への変遷の理由を明らかにしたい。

おそらく、それは、先に述べたように、両者の体系論の目的が異なっていたことにあるのだと思われる。しかし、これについては、拙速に結論を出すのではなく、更に研究を深めたいと思う。それが次第に明らかになることによって、二つの犯罪体系の間での会話の可能性が開かれてくるであろう。

(3) 「問題的思考」と「体系的思考」の有機的結合

ところで、その際には、抽象的な体系構造だけを議論するのではなく、共犯論などの 具体的な解釈問題における論理的な結論の比較によって検証すべきことにも、注意が必 要である。ドイツでは、ベーリングの構成要件論、M・Eマイヤーの制限従属形式、エバ ハルト・シュミットの拡張的正犯概念、ヴェルツェルの目的的行為論、ロクシンの客観 的帰属論も、その結論の当否は別にして、いずれも具体的な解釈問題を説得的に解決す るために提案されたものであった。しかし、これらの理論がその母国から他国に輸入さ れる場合には、中国のような輸入国では国情も時代も法典の内容も異なるので、理論の 母国のような問題が存在しないまたは全く別の問題が存在する可能性が高い。ゆえに、 これらの理論に関して「体系的思考」と「問題的思考」が分離しないように注意するこ とが必要である。 <主要引用文献>

A. F. Berner, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 1857.

A. F. Berner, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 18. Aufl. 1898.

周少元『中国近代刑法的肇端-《大清新刑律》』(2012年)。

許玉秀『当代刑法思潮』(2005年)。

高銘暄・馬克昌(主編)『刑法学(第五版)』(2011年)。

馬克昌(主編)『犯罪通論(第3版 修訂版)』(2006年)。

馬克昌(主編)『刑法』(2009年)。

陳興良『刑法的知識転型【方法論】』(2012年)。

熊元翰『刑法総則』(1914年)。

王覲(原著)姚建龍(校閱)『中華刑法論』(1929年第5版、2005年再版)。

陳瑾昆(原著) 呉允峰(校閲)『刑法総則講義』(1934年、2004年再版)。

陳興良『刑法的知識転型【学術史】』(2012年)。

郗朝俊『刑法原理』(1928年)。

郭衛『刑法学総論』(1948年)。

ソビエト司法部全ソビエト法学研究所(主編)彭仲文(訳)『蘇聯刑法総論』(1950年)。

A. H. トライニン (著) 薛秉忠・廬佑先・王作富・沈其昌 (訳) 『犯罪構成的一般学説』 (1958 年)。

高銘暄『中華人民共和国刑法的孕育誕生和発展完善』(2012)。

趙秉志『新刑法全書』(1997)。

何秉松『犯罪構成系統論』(1995)。

米鉄南『特拉依寧的犯罪論体系』(2014年)。

厖冬梅『俄羅斯犯罪構成理論研究』(2013年)。

高銘暗・趙秉志(編)『新中国刑法立法文献資料総覧』(1998年)。

張明楷『刑法学(第5版)』(2016年)。

黎宏『刑法学(第2版)』(2016年)。

陳興良『規範刑法学(第2版)』(2008年)。

陳興良『刑法学(第2版)』(2010年)。

周光権『刑法総論(第2版)』(2011年)。

岡田朝太郎「清国改正刑律草案(総則)」法学協会雑誌第二十九巻第三号、32頁。

岡田朝太郎『刑法講義案(総則)』第七版(明治36年)。

フォン・リスト (原著) 吾孫子勝・乾政彦 (共訳) 岡田朝太郎 (校閲) 『法律厳書独逸刑 法論』 (明治 36 年)。

牧野英一『日本刑法』(1919年)。

莊子邦雄『犯罪論の基本思想』(1949年)。

上野達彦『犯罪構成要件と犯罪の確定』(1989年)。

法務大臣官房調査課『法務資料』第三三八号(昭和30年)。

長井圓=馬強訳「犯罪構成概論 何秉松·刑法教科書(総論編3章~8章)」神奈川法学 33 巻 2 号 (2000 年) (491 頁) 228 頁。

長井圓=梁涛=藤井学訳「中国刑法の指導思想 何秉松・刑法教科書(総論編3章~8章)」神奈川法学33巻2号(2000年)(620頁)99頁。

松宮孝明『刑法総論講義[第5版]』(2017年)。